

「八王子市生活の安全・安心に関する条例」の改正の骨子についての意見募集の結果について

1 意見募集期間

平成25年12月2日（月）から平成26年1月6日（月）まで

2 意見募集の方法

直接持参 郵送 ファックス 電子メール

3 意見提出者数及び提出方法内訳

意見提出者数 11人

方法	直接持参	郵送	ファックス	電子メール
人数	1人	2人	3人	5人

4 意見の内訳

11人の方から18件の意見をいただきました。

意見の内訳	件数	意見番号
条例全体に関する内容について	4件	1
禁止行為について	5件	2～6
質問・指導について	2件	7
「生活安全・安心指導員」「市民指導員」について	2件	8、9
重点区域の指定等について	2件	10、11
施行日について	1件	12
その他	2件	13、14

5 意見の要旨と市の考え方

意見番号	素案に対するご意見	市の考え方
1	客引きのみでなく、客引きをする目的で客を待つ行為に対しても禁止するという趣旨に賛成する。風紀を乱すだけでなく、交通上も危険な状況を作り出しているため、そのまま放置することはよくない。街の健全な発展に向けて更なる政策の実現を望みます。 (同意見ほか3件)	条例に基づく指導を徹底し、市民にとっても、訪れる人にとってもより安全で安心な街にすることを目指します。
2	店舗敷地内でのビラ配り等は禁止しないほしい。	本条例では、「市全域の道路、広場その他公共の場所」での「客引き・客待ち行為」「スカウト・スカウト待ち」「つきまとい勧誘行為」を禁止行為としているため、「店舗敷地内でのビラ配り」は、禁止行為とはなりません。

意見 番号	素案に対するご意見	市の考え方
3	<p>禁止行為を客引き行為だけでなく、ティッシュ・チラシ配りにも広げてほしい。</p> <p>ティッシュを配りながら風俗店のスカウトをしていて、歩行の妨げ、女性の迷惑になっている状況があるため。</p>	<p>一般的に路上で通行人に対しティッシュやチラシなどの物品等を配布する行為は、道路交通法により警察から道路使用許可を受けることが義務付けられています。無許可で実施している場合は違法な行為となり、警察で取り締まることが可能となりますが、許可を受けていれば合法的な行為となり、取り締まりをすることはできません。</p> <p>ただし、拒絶の意思を示している人に対して執ようにつきまとしてティッシュ・チラシ配りをする行為は、条例の「つきまとい勧誘行為」に該当しますので、これまで同様、「生活安全・安心指導員」が、業種を問わず指導を行います。</p>
4	ティッシュ配りは禁止行為にあたるのか。	意見番号3のとおりです。
5	ティッシュ配りや、店の前でメニューを持って居酒屋の宣伝をしながら、通りすがりの人に声をかける程度であれば構わないのではないか。	不特定多数に対し、呼びかける行為は禁止行為には該当しません。ティッシュ配りについては、意見番号3のとおりです。
6	<p>新設される禁止行為の「①客引き行為等」の「アルコールを伴う～」と「②スカウト行為等」の「イ～アルコールを伴う飲食をさせる役務」とあるが、飲酒をさせなければ問題なしというのはいかなものか。</p>	<p>街の賑わいと兼ね合いという観点から、規制の対象を市民等から不安の声が寄せられている業種に限定するため、このように規定しています。</p> <p>「つきまとい勧誘行為」については、これまで同様「生活安全・安心指導員」が、業種を問わず指導を行います。</p>
7	<p>罰則を入れてほしい。罰金・営業停止など、厳しい処置が必要だと思う。</p> <p>(同意見ほか1件)</p>	<p>今回の改正では、街の賑わいと兼ね合いという観点から、市民指導員による指導等により、まちぐるみで客引きをしにくい雰囲気を作ることで、より安全で安心な街にすることを目指しているため、罰則を設けません。</p> <p>ただし、執ような客引き・スカウト行為等については、「つきまとい勧誘行為」に該当するので、これまで同様、指導・警告・勧告・公表という対応を行います。</p> <p>また、警察と連携し「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（東京都）」等の罰則の適用も考えられます。</p>
8	「生活安全・安心指導員」を増員してほしい。	「生活安全・安心指導員」（警察官 OB）は、増員を検討しています。

意見 番号	素案に対するご意見	市の考え方
9	有能な「市民指導員」「生活安全・安心指導員」の育成に期待する。	「生活安全・安心指導員」は、経験豊富な警察官 OB を採用しています。 また、「市民指導員」に対しては、警察署と協力をし、有能な指導員の育成を目指します。
10	東急スクエア前の交差点での信号待ちをしていると、歩道や道路を勧誘（ティッシュ配りを含む）が歩き回り、危険なので交差点付近を重点的に監視してほしい。	客引き行為等・スカウト行為等の禁止行為については、市全域を対象としていますが、特に禁止行為を行う者が多い八王子駅周辺の地域を「防止重点区域」に指定し、禁止行為に違反した場合、指導を行うこととしています。 ご指摘の交差点は、防止重点区域内に位置していますので、「生活安全・安心指導員」及び「市民指導員」がパトロールを実施し指導を行います。
11	禁止地区について、わかりやすいように路上喫煙禁止地区と同じ範囲にしたらよいのではないか。	「防止重点区域」については、意見番号10のとおり指定しており、路上喫煙禁止地区とは目的が異なることから、独自の範囲としています。
12	新入社員などの歓迎会が多くなることから、4月1日から施行してほしい。	禁止行為を含む規制であり、市民や事業者への周知期間を必要とするため、6月1日施行としています。
13	つきまとい勧誘行為は年間何件発生しているのか。	つきまとい勧誘行為に対して、「生活安全・安心指導員」が行っている指導・警告の件数は、平成24年は指導92件、警告4件、平成25年は指導97件、警告3件です。
14	客引き行為等に対する不安の声は、市に年間何件寄せられているのか。	文書によるご意見は、平成24年度は13件、平成25年度は16件寄せられています。この他にも、電話によるご意見が多数寄せられています。